

原子力損害賠償実施方針

関西電力株式会社

制定日

2020年3月31日

制改定の種類	制改定日	内 容
制定	2020年3月31日	2020年1月1日付施行の原子力損害の賠償に関する法律の改正に伴い、改正法第17条の2に基づき、本方針を策定する。

核燃料物質の原子核分裂の過程の作用または核燃料物質等の放射線の作用もしくは毒性的作用により生じた損害（以下「原子力損害」といいます。）の賠償の迅速かつ適切な実施を図るため、「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和 36 年法律第 147 号）第 17 条の 2 に基づき、本方針を定めるものです。

1. 原子力事業者の名称および住所

事業者	所在地
関西電力株式会社	大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

2. 原子炉の運転等を行う事業所の名称および所在地

事業所	所在地
美浜発電所	福井県三方郡美浜町丹生 6 6 号川坂山 5 番地 3
高浜発電所	福井県大飯郡高浜町田ノ浦 1
大飯発電所	福井県大飯郡おおい町大島 1 字吉見 1 - 1

3. 原子炉の運転等の行為の種類

事業所	原子炉の運転等の行為の種類
美浜発電所	・原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 1 号に定める「熱出力が一万キロワットを超える原子炉の運転」 ・原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 18 号に定める「核燃料物質等の運搬」 ・原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 19 号に定める「核燃料物質等の運搬」
高浜発電所	・原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 1 号に定める「熱出力が一万キロワットを超える原子炉の運転」 ・原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 18 号に定める「核燃料物質等の運搬」 ・原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 19 号に定める「核燃料物質等の運搬」

大飯発電所	・原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第1号に定める「熱出力が一万キロワットを超える原子炉の運転」 ・原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める「核燃料物質等の運搬」 ・原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第19号に定める「核燃料物質等の運搬」
-------	---

4. 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の内容

別表1のとおり

5. 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法および当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策に関する事項

(1) 賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方

- Ⅰ 被害者の不安軽減や混乱予防などのため、被害に関する相談全般に対して、適切、丁寧、誠実に最優先で対応することに努めます。
- Ⅰ 迅速かつ公平に事務を行うことを基本とし、被害者の状況に応じて、柔軟な対応に努めます。

(2) 被害申出窓口の開設の方針

- Ⅰ 原子力損害が発生した場合、速やかに周辺住民等からの問い合わせに適切に対応できるよう、被害申出窓口を開設します。
- Ⅰ 被害申出窓口は、多数の被害者にとってアクセスのよい場所に開設するものとし、損害の規模によっては被害者の利便に配慮した場所に複数開設することを検討します。
- Ⅰ 被害申出窓口の開設について、インターネット等により広く被害者に周知するほか、関係地方公共団体の庁舎等において、被害申出窓口の開設を知らせる資料を配布します。

(3) 被害の申出の受付の方針

- Ⅰ 原子力損害が発生した場合、速やかに問い合わせ先および被害申出書等の案内書類を作成し、周辺住民等からの問い合わせに適切に対応できるようにします。
- Ⅰ 被害明細書の記入方法や添付すべき具体的な証拠書類について、被害者間の公平性や手続きとしての適正性の維持に配慮しつつ、状況に応じてできる限り負担を軽減する方策を検討するなどし、丁寧に対応します。

(4) 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針

- Ⅰ 被害者との協議に当たっては、事実関係、因果関係、被害額の算定等について、合意を積み重ねていくことを基本とします。
- Ⅰ 被害申出窓口は、被害者と最終的な合意に至ったときは、多数の被害者との関係で適切な経過管理が必要であることから、原則として示談書を締結後、被害者に速やかに支払うものとします。
- Ⅰ 示談書の締結は、原則として、すべての被害について被害額全額が確定した後に行います。ただし、被害者は、賠償交渉の進捗状況等に応じて、その時点で確定した損害について、示談書を取り交わした上で支払いを受け、後に残余分を請求することができます。
- Ⅰ また、損害賠償の支払いを受けた後、新たな損害が判明した場合も同様とします。

(5) 賠償の迅速性および柔軟性の確保の方針

- Ⅰ 迅速かつ適切な賠償のため、社内規定などにおいて具体的な業務処理方法および役割分担などを含む運用の細目をあらかじめ定めます。
- Ⅰ 原子力損害が発生した場合、損害状況に応じて、社内の体制の確保に努めます。また、賠償手続きを進めるため、速やかに社外の関係箇所とも調整します。
- Ⅰ 賠償交渉の進捗状況等に応じて、文部科学省および日本原子力保険プール（以下、総称して「保険者」といいます。）と協議のうえ、国の仮払資金貸付制度を必要に応じて利用した仮払いを検討します。

6. 原子力損害の賠償の実施に関する情報の管理方法に関する事項

- Ⅰ 被害者や被害内容、連絡先等の情報について、関係法令等に則って取得、管理および提供を行います。
- Ⅰ 被害者への案内や賠償までの経過の記録および管理のためのデータベースシステム等を準備し、適正に更新するとともに、保険者と適宜、情報共有します。

7. 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者およびその他関係機関との連絡調整に関する事項

- Ⅰ 平常時から、担当箇所を定め、保険者や関係地方公共団体と連絡先を共有します。

8. 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策に関する事項

- Ⅰ 和解仲介手続を利用すべく被害者側から申立てがあった場合、当該制度にかかる諸規定に則り、誠実かつ適切に対応します。
- Ⅰ 当該和解仲介手続において和解案が提示された場合、和解案を尊重しつつ検討するとともに、和解仲介の対応等の手続きに当たっては迅速に対応します。

9. 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における自主的な紛争の解決を図るための方策に関する事項

- Ⅰ 原則として、国の原子力損害賠償紛争審査会で策定される指針を参考としながら、事実関係や因果関係、被害額の算定等の各争点について、迅速に合意を積み重ねていくこととします。
- Ⅰ 上記指針により範囲の判定がされていない損害に対する賠償への対応についても、適切、丁寧、誠実に対応します。

10. 原子力損害賠償実施方針に関する問い合わせ先

関西電力株式会社

TEL：06-6441-8821（代表）

※土日祝日および12月29日～1月3日を除く8：50～17：30

以 上

原子炉の運転等に係る損害賠償措置の内容

原子力の運転等の行為の種類	損害賠償措置の種類	損害賠償措置の承認の申請書に記載している当該措置により うめることができる原子力損害の範囲	原子力損害の賠償に充てることができる金額 (賠償措置額)
原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第1号に定める「熱出力が一万キロワットを超える原子炉の運転」	原子力損害賠償責任保険契約	保険証券記載の施設において保険期間中に発生した事故により原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる(1)～(4)の原子力損害を除く。 (1) 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 (2) 正常運転によって生じた原子力損害 (3) 事故発生日から10年経過後、被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害 (4) 被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害	1,200億円
	原子力損害賠償補償契約	契約証書記載の原子炉の運転等により与えた原子力損害で次に掲げるもの。 (1) 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 (2) 正常運転によって生じた原子力損害 (3) その発生の原因となった事実に関する限り責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって、当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかったもの(当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。)	1,200億円
原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める「核燃料物質等の運搬」	原子力損害賠償責任保険契約	保険証券記載の核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力災害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任または保険証券記載の契約上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる(1)～(4)の原子力損害を除く。 (1) 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 (2) 正常運転によって生じた原子力損害 (3) 事故発生日から10年経過後、被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害 (4) 被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害	40億円
	原子力損害賠償補償契約	契約証書記載の原子炉の運転等により与えた原子力損害で次に掲げるもの。 (1) 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 (2) 正常運転によって生じた原子力損害 (3) その発生の原因となった事実に関する限り責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって、当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかったもの(当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。)	40億円
原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第19号に定める「核燃料物質等の運搬」	原子力損害賠償責任保険契約	保険証券記載の核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力災害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任または保険証券記載の契約上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる(1)～(4)の原子力損害を除く。 (1) 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 (2) 正常運転によって生じた原子力損害 (3) 事故発生日から10年経過後、被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害 (4) 被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害	240億円
	原子力損害賠償補償契約	契約証書記載の原子炉の運転等により与えた原子力損害で次に掲げるもの。 (1) 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 (2) 正常運転によって生じた原子力損害 (3) その発生の原因となった事実に関する限り責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって、当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかったもの(当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。)	240億円